

令和元年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録

令和元年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録						
招集年月日	令和元年5月29日					
招集の場所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開会・閉会 日時及び宣言	開会	令和元年5月29日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉会	令和元年5月29日 午後2時30分			議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 12名 欠席 2名 ○=出席 ×=欠席	仮議席番号	氏名	出席	仮議席番号	氏名	出席
	1	塩野谷幸一	×	10	小林 忍	×
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	3番	塩田 満		4番	青山 晴重	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片岸 昭弘		事務局員 八子 和行		事務局員 村上 友和	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R1.5.29)

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会	議長	<p>ただいまより、令和元年第6回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p>
	議長	<p>本日の出席委員は12名でございます。 本日の欠席委員は1番塩野谷幸一委員、10番小林忍委員の2名でございます。</p>
		<p>したがって、総会は成立いたします。</p>
日程1 会議録署名委員	議長	<p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番の塩田満委員及び4番の青山晴重委員にお願いいたします。</p>
日程2 会期の決定	議長	<p>次に、日程第2会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日といたします。</p>
日程3 議案1	議長	<p>次に、日程第3 議事に入ります。</p>
	議長	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番の件を、議題といたします。</p>
	事務局長	<p>事務局より説明願います。</p>
		<p>(議案朗読により、説明)</p>
	議長	<p>農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました青山委員長より、調査結果の報告をお願いします。</p>
	青山委員長	<p>5月20日に、大西委員、西岡委員、事務局、私と■■■■さん立会いのもと調査をして参りました。</p>
	議長	<p>昨年も出ている件なので、ご存知かと思いますが、昨年と面積が変わらないことと転用する場所も変わらないということ、また、終わってからも片付けなどきちんと出来ておりましたので、問題ないと判断いたしました。</p>
	議長	<p>報告が終わりましたので、質疑をお受けします。</p>
	議長	<p>質疑はございませんか。</p>
	議長	<p>質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内1番の件を、可と決定いたします。</p>
	議長	<p>次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番の件を、議題といたします。</p>

議 事 の 経 過 (R1.5.29)

日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました青山委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	青山委員長	5月20日に、大西委員、西岡委員、事務局、私と申請者の■■■■立会いのもと調査をして参りました。 現行の堆肥舎では足りない状態で、新しい堆肥舎を建てたいということで特に問題ないと判断いたしました。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件の内2番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農用地集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農用地集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 3	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明しますが、議案説明の前に参考資料の説明をしますので、暫時休憩します。
	議長	休憩前に戻りまして会議を開きます。 事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (R1.5.29)

日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
		質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第3号「農業振興地域整備計画
		の変更の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農業振興地域整備
		計画の変更の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和
		元年 第6回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。